

農地法第4条受付票

お問い合わせはこちらへお願いします
三郷市農業委員会事務局
TEL 048-930-7820(直通)
FAX 048-954-3963

添付書類		メモ
1	受付票(この用紙)	
2	委任状(届出者(所有者)以外が提出する場合)	
3	農地転用届出書(3通)	
4	土地全部事項証明書(登記官の印のあるもの) 直近3カ月以内のもの	
5	申請地の案内図 (住宅地図の写し等で作成し、申請地を赤でマーキング)	
6	公図の写し 直近3カ月以内のもの (申請地を赤でマーキング、土地区画整理事業地内は仮換地証明書)	
7	譲受人(借人)、譲渡人(貸人)の住民票 (土地全部事項証明書中の住所が現住所と異なるとき) 直近3カ月以内のもの 法人の場合、履歴事項全部証明書又は代表者事項証明書 直近3カ月以内のもの	
8	その他必要と認められる書類	

R 6 . 2 . 1 改正

※書類に不備などがなければ、届出書提出日から2週間以内で受領となります。

※転用届出の面積が500㎡以上のときはクリーンライフ課にお立ち寄りください。

「三郷市土砂のたい積の規制に関する条例・同施行規則」の適用を受ける可能性があるため。

※転用する農地の地目が田の場合、受理後、葛西用水路土地改良区土地改良区へ

お問い合わせください。決済金の請求が発生する場合があります。 TEL 0480-47-3811(代)

※押印廃止に伴う本人確認の取扱いについては、裏面をご確認ください。

※届出地が市街化調整区域の場合は、農地転用許可申請の手続きとなります。

※住宅地図の写し等を提出する場合は、事前に著作者の許諾を得てください。